

令和 7 年度

物流拠点機能強化支援事業費補助金

交 付 要 綱

令和 7 年 3 月

国 土 交 通 省

物流拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 26 日 国自貨第 742 号

(通則)

第 1 条 物流拠点機能強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、災害時等におけるサプライチェーンの確保及び災害対応能力の強化を図るため、サプライチェーン上で重要な物流輸送拠点施設に非常用電源設備を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、災害時や電力不足時（以下「災害時等」という。）における電源機能を維持し、円滑かつ迅速な物資輸送体制を維持・確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「物資輸送拠点施設」とは、倉庫事業者等が事業の用に供する施設かつサプライチェーン上で重要な物流施設であって、災害時等において、地方公共団体等から支援物資物流の拠点として活用することについて協力要請があった場合には、その要請に基づき、対応可能な範囲内において活用されるものをいう。
- 二 「倉庫事業者等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 3 条の登録を受けた倉庫事業者
 - ロ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けた第一種貨物利用運送事業者、同法第 20 条の許可を受けた第二種貨物利用運送事業者、同法第 35 条第 1 項の登録を受けた者又は同法第 45 条第 1 項の許可を受けた者
 - ハ 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 3 条の許可を受けた同条第 2 号に規定するトラックターミナル事業者
 - ニ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者、同法第 35 条第 1 項の許可を受けた

特定貨物自動車運送事業者、同法第 36 条第 1 項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

ホ 物流不動産開発事業者

三 「施設」とは、次に掲げるものをいう。

イ 倉庫業法第 2 条第 1 項に規定する倉庫であつて、同条第 2 項に規定する倉庫業の用に供するもの

ロ 貨物利用運送事業法第 2 条第 6 項に規定する貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設

ハ 自動車ターミナル法第 2 条第 6 項に規定するトラックターミナル

ニ 貨物自動車運送事業法第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設

ホ 物流不動産

四 「施設基準」とは、次に掲げるものをいう。

イ 「大規模地震・津波災害応急対策対処方針（平成 29 年 12 月 21 日中央防災会議幹事会決定、令和 5 年 5 月 23 日最終改定）」6（9）2）①に示されている基準（以下「広域物資輸送拠点等施設基準」という。）

ロ 小規模施設（施設面積 1000 m²未満）でないこと

（補助事業等）

第 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助事業者に対して補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 この補助事業の補助事業者、補助対象経費、補助率等については、別表に定めるものとする。

（交付申請）

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第 1 号様式による交付申請書を地方運輸局長等（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「地方運輸局長等」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規

定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 地方運輸局長等は、第 1 項に定める交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。
- 4 交付申請書には必要に応じて大臣が指示する書類を別途添付しなければならない。

（交付決定及び通知）

第 6 条 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条第 1 項の規定による交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定の内容等を地方運輸局長等に通知するものとする。

- 2 前条第 1 項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。
- 3 地方運輸局長等は、大臣から第 1 項の規定による通知を受けたときは、補助金の交付を申請した補助事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。
- 4 大臣は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 大臣は、第 1 項の交付決定の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

（補助事業の計画変更の申請）

第 7 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ第 2 号様式による交付決定（変更）申請書を提出し、大臣の承認を受けなければならない。

- （1）補助経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の流用増減を除く。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - （ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - （イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第2号様式による交付決定（変更）申請書を地方運輸局長等に提出するものとする。
- 3 地方運輸局長等は、前項に定める交付決定（変更）申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付決定の変更及び通知)

- 第8条 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条の規定による交付決定（変更）申請書について、交付決定を変更すべきと認めたときは、交付決定の変更を行い、地方運輸局長等にその旨通知するものとする。
- 2 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、交付決定（変更）通知書により、交付決定（変更）を申請した補助事業者に通知するものとする。
- 3 大臣は、第1項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第3号様式による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

(補助事業の中止等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第4号様式による補助事業中止（廃止）申請書を地方運輸局長等に提出しなければならない。
- 3 地方運輸局長等は、前項に定める補助事業中止（廃止）申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。
- 4 大臣は、地方運輸局長等から進達された第2項の規定による補助事業中止（廃止）申請書について、事業を中止（廃止）すべきものと認めたときは、地方運輸局長等にその旨通知するものとする。
- 5 地方運輸局長等は、大臣から前項の規定による通知を受けたときは、補助事業中止（廃止）承認通知書により、補助事業の中止（廃止）を申請した補助事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに第 5 号様式による補助事業事故報告書を地方運輸局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 地方運輸局長等は、第 1 項に定める第 5 号様式による事故報告書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の実施状況等について、大臣の求めがあったときは、大臣が別に定める様式により速やかに大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は 3 月 15 日のいずれか早い日までに第 6 号様式による設置完了報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

- 2 地方運輸局長等は、前項の規定による設置完了報告書を受理したときは、所要の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、大臣に進達するものとする。
- 3 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに第 7 号様式による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 4 補助事業者が第 1 項の設置完了報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は補助事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。
- 5 補助事業者は、第 1 項及び第 3 項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 14 条 大臣は、地方運輸局長等から進達された前条第 1 項の設置完了報告について、その報告の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により地方運輸局長等に通知するものとする。

- 2 地方運輸局長等は、大臣から前項の通知を受けたときは、補助金の額の確定

通知書により、補助事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 補助事業者は、国からの補助金の支払いを受けようとするときは、第 8 号様式による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第 9 号様式により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

- 第 17 条 大臣は、次の各号に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。ただし、第 4 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- 一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為等を行った場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)
 - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付

して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であつて、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 14 条第 4 項の規定を準用する。

（取得財産等の管理）

- 第 18 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率の運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、第 10 号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

- 第 19 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、他の法令等に定めるもののほか、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組 50 万円以上のもの及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第 11 号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金相当分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（書類の保存義務）

- 第 20 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類

を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業に係る書類を補助金の交付を受けた取得財産等の財産処分制限期間が経過するまで保存しておくものとする。

（補助事業者の責務）

第 21 条 補助事業者は、補助によって設備を導入した物資輸送拠点施設が災害時等において有効に活用できるよう、物資輸送拠点施設及び補助によって整備した設備の維持管理を行わなければならない。

（活動報告）

第 22 条 補助事業者は、災害時等に補助により整備した設備を地方公共団体等が使用し、支援物資の受入れ、保管、仕分け等の作業を実施した場合には、その支援物資受入れ等の作業開始から 1 ヶ月ごと及び支援物資に関する作業の完了後に、遅滞なくその実施内容についての報告書を地方運輸局長等に提出しなければならない。

別 紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別 表

内 容	物資輸送拠点施設において、非常用電源設備の導入を行う事業
補 助 対 象 事 業 者	補助事業者は、以下に定める意向を有し、かつ、施設基準（広域物資輸送拠点等施設基準の才を除く。）を満たしている物資輸送拠点施設において、非常用電源設備の導入を行う事業を実施する者とする。 ア 災害時等に地方公共団体等から協力要請があった場合には、対応可能な範囲内で協力すること。 イ 地方公共団体と災害時等の施設利用協定を締結すること。 ウ 地方公共団体が行う訓練に参加すること。 エ 地方公共団体が行う災害時等の施設利用に関する調査に協力すること。
補 助 対 象 経 費	補助対象経費は、非常用電源設備の導入に係る費用（当該設備の設置及び使用開始に必要な設計・工事等に係る費用を含む。）とする。ただし、発電設備の燃料の経費については補助の対象外とする。
補 助 対 象 設備の条件	補助対象設備は非常用電源設備（発電設備又は蓄電池）とし、以下に定める条件を満たすものでなければならない。 外部からの電源供給が途絶えた状況にあつて、3日間以上該当物資輸送拠点施設への支援物資の受入れ、保管、仕分け等の作業を滞りなく実施することができるだけの電源を確保できること。
補 助 率	1／2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、1,500 万円を上限とする。
補 助 金 の 額 の 確 定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は当該変更後の額）